

第5部 大規模事故等対策計画

- ① 総則 337
- ② 事案への共通した対応 340
- ③ 大規模事故等の個別対策 347

第1編 総 則

第1章 計画の方針

災害の定義は災害対策基本法第2条において、地震、台風、竜巻等の自然現象によるもののほか、大規模火災、爆発その他の大規模な事故による被害についても規定している。

本区においては、日本橋金融・商業街地区の金融中枢施設、銀座地区を中心とした大規模集客施設、日本橋問屋街地区の繊維関連卸売業の集積のほか、大規模事業所、大規模商業施設が多数所在している。また、月島地区は老朽木造2階長屋形態の一般住宅が密集し、豊海地区は大型冷蔵倉庫が多数群立、隅田川には危険物を輸送する小型内航タンカーが多数往来している。夜間人口は約17万人に対して昼間人口は60万人を超え、万一大規模な事故等が発生した場合、区民だけでなく来街者にも多大な被害が発生する危険性が高い。さらに、令和3年7月には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されているところであり、区内には選手村が整備される中で、安全・安心な大会運営が求められている。

このため、本区において大規模事故等が起こった場合にも、区民等の生命、身体、財産を守るため、警察、消防、ライフライン機関などと連携して、被害を拡大させずに適切な対応ができるよう大規模事故等対策計画を定めるものである。

なお、災害対策基本法においては、普通の事故として所管の行政庁が専ら処理し又は事業者等が自ら処理する事象と大規模事故として対応すべき事象の区分は必ずしも明確でないため、その事故の被害の状況に応じて判断する必要がある。また、事故の規模によっては、区単独では対応ができない状況も考えられるため、都や国の関係機関との連携が重要となってくる。

以上のことから、第5部では大規模事故に至らない事故であっても、区民生活に影響する重大事件や緊急事態が発生した場合に関係機関との連携を含め普遍的に対処できるよう、危機管理対策についても定める。

さらに、福島第一原子力発電所の経験を踏まえて、区内において、再び東日本大震災と同様の事態が発生した場合に備え、区民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

国民保護法に基づく武力攻撃事態災害、緊急処理事態災害、NBC災害(核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃)については、「中央区国民保護計画」(平成28年4月変更)により対応する。ただし、武力攻撃事態災害においては、国における事態認定がなされるまで(国民保護対策本部設置の指定が行われる前)は、この計画に基づき対応するものとする。

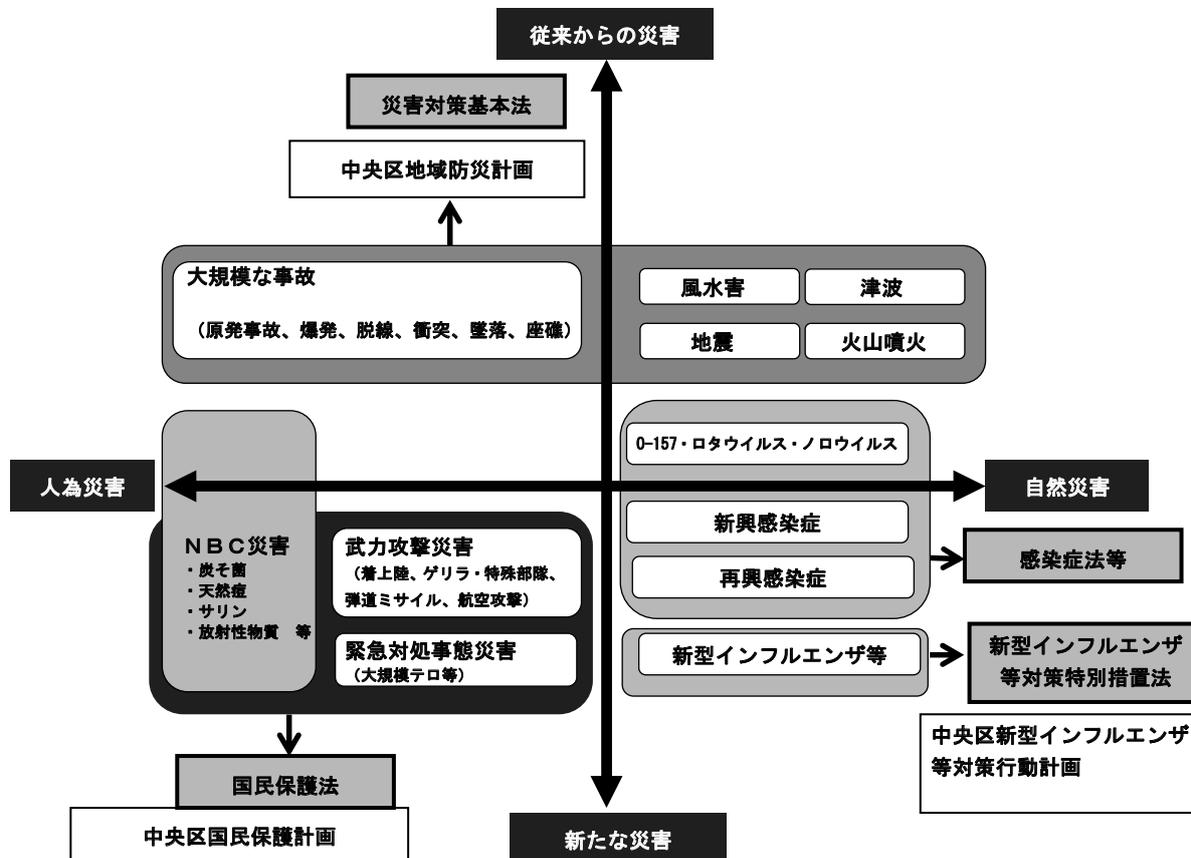
令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行するなど、感染症、食中毒等により区民の生命及び健康の安全を脅かす事態が発生した場合には、被害の拡大や再発を防止するため、「中央区健康危機管理対策基本指針」に基づき、保健所が中心となって、国や都、関係機関と連携を取りながら、被害実態の把握や原因の究明等を行う。本部を設置する必要がある規模に健康危機が拡大するなど、事態が悪化した場合には、この計画に基づき災害体制に移行する。

特に、区民の生命・健康に重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき平成27年2月に策定した「中央区新型インフルエンザ等対策行動計画」及び平成31年4月に策定した「中央区業務継続計画(新型インフルエンザ等対策編)」により、感染拡大の抑制、住民への予防接種、生活支援などの対策や非常

時優先業務を実施する体制を定めるなど、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

近隣区において事故等が発生し、区民生活に影響を及ぼす可能性がある場合においても同様とする。

参考 災害の類型図



※新興感染症…かつては知られていなかった、この20年間に新しく認識された感染症で、局地的に、あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。(WHO定義)

※再興感染症…既知の感染症で、既に公衆衛生上の問題とならない程度までに患者が減少していた感染症のうち、この20年間に再び流行しはじめ、患者数が増加したもの。(WHO定義)

第2章 想定される大規模事故等

- 第1 超高層住宅、地下街の火災、事故等
- 第2 鉄道事故
- 第3 道路事故
- 第4 地下工事
- 第5 危険物等事故(石油、火薬、放射線、高圧ガス、毒物・劇物)
- 第6 海上等における事故、油等流出事故
- 第7 大規模停電
- 第8 ガス事故
- 第9 放射性物質対策

第3章 防災危機管理センター

第3部第1編第1章「第1 防災危機管理センター」(98ページ)を参照。

第2編 事案への共通した対応

この編では、大規模事故等発生時に事故内容に関わらず、区が事案に対して共通して対応すべき基本的な事項について定める。

第1章 平常時の備え

区では、平常時より危機管理情報を各部で共有するため危機管理対策検討部会を組織し定例的に会議を開催している。この組織は、防災危機管理室長を部会長とし各部の庶務担当課長と事故等が発生した場合に部局を超えて対応が求められる広報課長、情報システム課長、職員課長、危機管理課長、防災課長、生活衛生課長等で組織される。

第2章 初動態勢

大規模事故等の事案が発生した場合、事故等の情報を得た所管課は、事案の重要性に関わらず防災危機管理センターへ連絡するものとする。防災危機管理センターは、事案の状況を分析するとともに、情報の結節点として事案の状況に応じた適切な対応を行う。

第3章 区の態勢

区は、事故等の情報を得たとき被害状況や区民生活への影響度に応じて、適切な対応を行うため、その事案の状況に応じて下記の態勢により対応する。

第1 事案のレベルの定義

- 1 レベル1
事案が特定の分野に限定されるため、所管部局中心で対処できる場合
- 2 レベル2
事案の規模が拡大し、区民生活への影響が大きくなるおそれのある場合
- 3 レベル3
事案がさらに大規模でかつ深刻であり、区をあげて対処することが必要となる場合

第2 事案のレベルに応じた対応

- 1 レベル1
防災危機管理室長を長として防災危機管理センター、所管部局、関係部局等が連絡チームを設置して、事案の発生現場に連絡員を派遣するなど主に情報収集等を行う。
- 2 レベル2
防災危機管理室長を長とする危機管理対策連絡室を設置し、主管部局、関係部局等が対応する。必要であれば、副区長を長とする危機管理対策会議を開催し、対応方針を検討する。
- 3 レベル3
区長を長とする危機管理対策本部を設置し、区的全組織で対応する。

※事案対策組織は、段階的に上位レベルに移行する場合と、事故等発生当初からレベルにあわせた態勢を構築する場合がある。

※危機管理対策本部の組織は、第3部第1編第2章「災害対策本部の設置」(98ページ)と同様とし、区各部の所掌事務についても本部条例規則を準用するものとする。

第3 休日・夜間の職員の参集

1 レベル1

警戒勤務者が、防災危機管理センターの各課長、事案に関連する主管課長に連絡し、緊急に対応する必要がある場合には協議の上ただちに参集する。

2 レベル2

第3部第1編第3章「第2 2 災害等発生時の態勢」(102ページ)と同様の態勢とし、管理職、区及び近接区に居住する係長及び職務上参集が求められる職員が参集する。

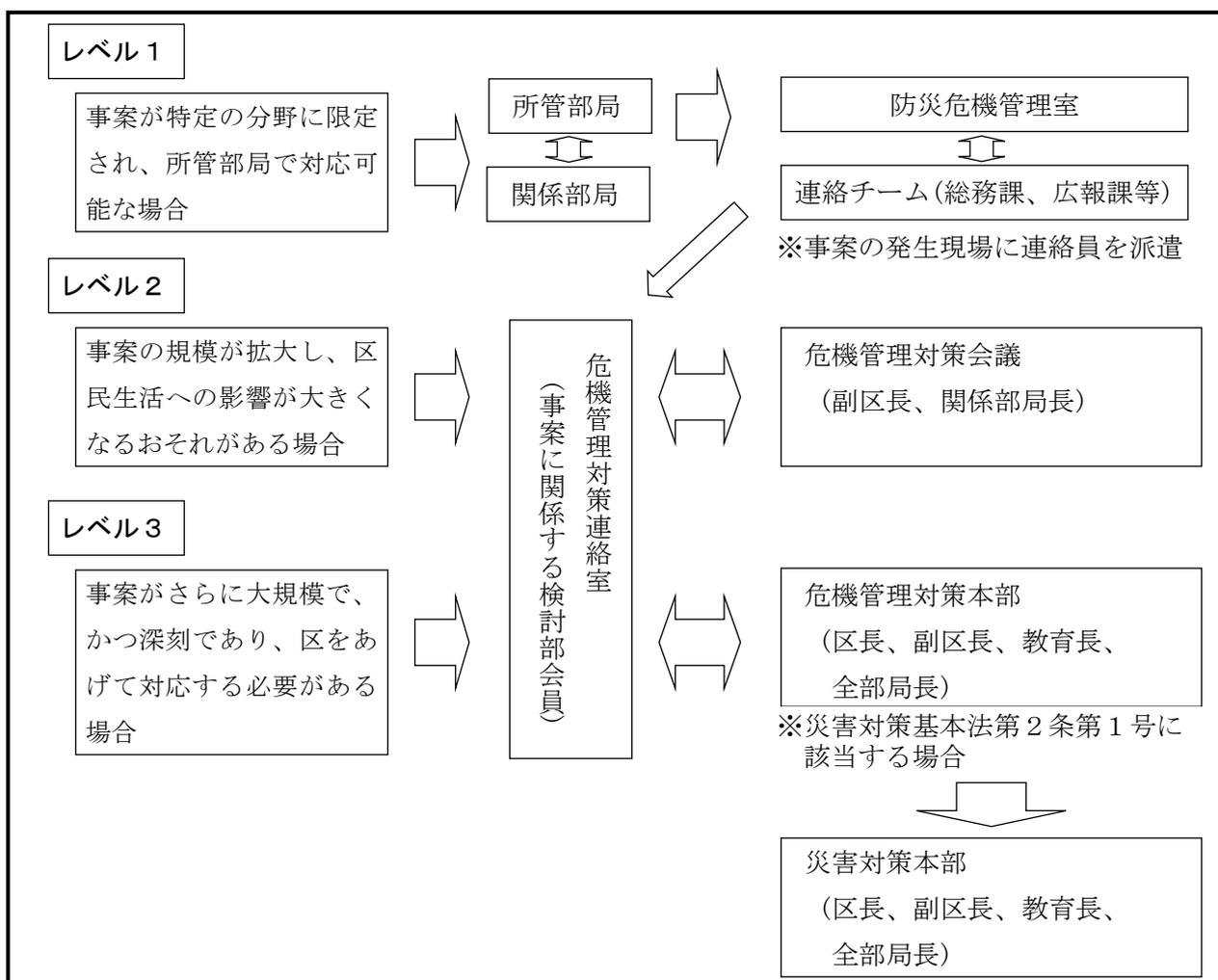
3 レベル3

第3部第1編第3章「第1 非常配備態勢」(101ページ)と同様の態勢とし、全職員が参集する。

第4 災害対策本部への移行

災害対策基本法第2条第1号に定める災害で災害救助法施行令第1条に定める程度のものとなった場合には、災害対策本部を設置し対応する。

レベルに応じた事案対応組織図



第4章 現地連絡調整所

大規模事故等の発生時、その事案の発生現地において、活動する機関がそれぞれ情報を共有し、連携して事態の対応にあたることが重要である。このため、区は都と連携し、各機関の参加を得て現地連絡調整所を設置する。

第1 職員の派遣

事故等の情報を得たときは、区は、その被害状況等を正確に把握するため、防災危機管理センターの職員を派遣する。派遣された職員は、以下の状況を調査し報告する。

- 1 事故等の状況
- 2 被災者の状況
- 3 応急措置、救護活動の状況
- 4 避難の必要性
- 5 住民等の動向、要望等
- 6 その他必要事項

第2 設置場所

設置場所は、関係機関と以下の事項を考慮し協議の上決定する。

- 1 事案の発生場所の近隣であること
- 2 安全が確保できること
- 3 関係機関と調整が容易であること

第3 参加が想定される関係機関

- 1 都
- 2 事故当事者機関(交通機関、ライフライン機関など)
- 3 警視庁
- 4 東京消防庁
- 5 医師会 など

第4 連絡調整を要する事項等

- 1 被害状況の把握
- 2 警戒区域の確認
- 3 一時避難場所の設置
- 4 医療機関への搬送方法
- 5 医療救護所の設置
- 6 遺体安置場所の設置
- 7 民間施設の使用確認
- 8 各関係機関の対応状況
- 9 各機関の役割分担、分担区域の確認
- 10 各機関の広報内容の確認 など

第5 現地調整会議の開催

各機関の持つ情報の提供、連絡調整を要する事項の決定、確認等を行うため、各機関の代表により、随時又は定期的に現地調整会議を開催する。

第5章 情報収集、情報伝達

区内で大規模な事故等が発生した場合、被害の拡大を防止し、的確かつ迅速な対応を行っていくために、被災状況等の正確な情報を収集する必要がある。区では、各関係機関からの通報や独自の情報収集活動により事故等の情報を入手するとともに、被害状況の把握及び情報連絡に努める。

第1 各機関からの情報収集、各機関への情報伝達

事故等の現地からの情報については、現地に派遣した職員から収集することとする。こうした事態に備え、防災危機管理センターでは現地との情報連絡のために災害時優先電話を用意している。また、その他警察署、消防署をはじめとする関係機関からの情報収集及び各機関への伝達は、第3部第5編第1章「通信連絡計画」(131ページ)により行う。なお、指定電話が利用できない場合は、地域防災無線を利用する。

第2 情報のとりまとめ

事故等の状況の把握、とりまとめ及び分析は、防災危機管理センターで行うこととする。なお、危険物に係る事故など専門的知識が必要な事故等が発生した場合には、国や都の専門機関と連携し情報をとりまとめる。

第3 情報の共有

区の内部での情報の共有は、事案のレベルに応じて設置する会議で行うこととする。なお、区全体で事案に対応する必要がある場合については、第3部第5編第1章「第2 5 情報連絡態勢」(132ページ)により、各部に情報を伝達する。

第6章 広 報

事故等が発生した場合の広報について、区は、基本的に区民等にその情報を提供することとする。特に、二次災害やパニックのおそれのある場合には、区民をはじめ事業者、来街者にも迅速に正確な情報を適宜提供する必要がある。また、事故等により人的被害があった場合の安否情報の取扱いについては、関係機関と調整し対応する。

第1 報道機関、区民等への情報の提供

事案がレベル1のときは、報道機関や区民からの取材や問合せに対して、事案の主管課及び広報課で対応する。レベル2以上のときは、情報のすべてを広報課で取りまとめて対応する。

第2 広報内容

- 1 事故、事件等の発生状況
- 2 避難勧告、避難指示（緊急）等区民の行動に対する指示
- 3 関係機関の応急対策の状況
- 4 パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- 5 住民への安否情報 など

第3 広報手段

- 1 防災行政無線、緊急告知ラジオ
- 2 ホームページ(緊急のおしらせ)、ツイッター、フェイスブック
- 3 スピーカー付き庁有車 など

第4章 安否情報の取扱い

大規模事故等発生時の安否情報の収集は、正確性が求められる一方で情報が錯綜するため困難な状況となることが想定される。このため、区は、都、警察署、消防署、事故当事者機関、収容医療機関等からの情報収集を行い、名簿を作成する。また、情報の公表については、各機関と協議した上で、公表内容、公表時期等の統一を図るよう努める。

第7章 警備、交通規制、警戒区域の設定

事故等の原因がガス爆発、アンモニア漏えい等の危険物事故やNBC災害などの場合、区民が事故現場周辺に留まることにより二次災害を招くおそれがある。こうした事態を避けるため、区は、警察署、消防署と連携し、警備、交通規制、警戒区域の設定を行う。

第1章 二次災害の危険性の判断

事故等の被害状況、原因等が明確になっていない場合は、最悪の事態を想定し、都、警察署、消防署、事故当事者機関等と協議し、二次災害の危険性を判断する。

第2章 警備態勢

警察署は、事故等が発生した場合は、関係機関と密接な連携を保持しながら、総合的な災害対策活動の推進に寄与するとともに、早期に警備態勢を確立する。

第3章 警備活動

- 1 警察署は、以下の活動を行う。
 - (1) 交通秩序の確保
 - (2) 犯罪の予防及び取締り など
- 2 警察署及び消防署は、密接な連携のもと、以下の活動を行う。
 - (1) 災害地における災害関係の情報収集
 - (2) 避難者の誘導
 - (3) 危険物等の保安 など

第4章 交通規制

警察署は、交通情報の収集を行い、一般車両の迂回措置等を行うとともに、広域的な事故の場合には、局地的な通行禁止、通行制限等適切な交通規制を行う。

第5章 警戒区域の設定

警察署及び消防署は、地形、風向き、大規模集客施設の有無なども考慮し、関係機関と協議の上、警戒区域を設定する。

第8章 避難

大規模火災、危険物の漏えい、爆発事故などの大規模事故が発生した場合には、事故発生付近の区民を避難させる必要がある。区長は、災害対策基本法に基づき警察署、消防署と連携し区民等を危険地点から避難、誘導させる。

第1章 避難勧告、避難指示（緊急）を行う場合

- 1 火災等が拡大するおそれがあるとき

- 2 爆発のおそれがあるとき
- 3 危険物、高圧ガス等の流出により人命の危機が予測されるとき
- 4 その他、区民の生命又は身体を保護するため必要と認めるとき

第2 避難勧告、避難指示（緊急）

区長は、避難が必要と認める場合には、警察署長、消防署長と協議のうえ、避難先を定めて避難の勧告又は指示を行う。避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合には、区長は直ちに都知事にその旨を報告する。

第3 公用負担

区長は、応急措置を実施するうえで緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第64条の規定に基づき土地、建築物など一時使用・収用除去などを行うことができる。この権限の行使によって損失を受けた者に対しては、同法第82条に基づき時価によりその損失を補填する。

第4 避難の誘導

警察署、消防署、消防団、事業所、防災区民組織などの協力を得て、なるべく町会、自治会単位で避難所に誘導する。なお、避難行動要支援者については、防災区民組織に配布してある災害時地域たすけあい名簿の情報をもとに避難を支援する。

第5 避難所の指定

避難所は、避難の勧告、指示を行った場合や避難が長時間に及ぶおそれがある場合に、開設することとする。避難所の指定は、警察署、消防署との協議により安全が確保できる場所を、施設と調整後、開設する。

第6 食料、生活必需品の供給

避難が長時間に及ぶおそれがあるときは、災害対策用に備蓄してある物資を活用する。

第9章 救助、救援活動等

救助、救援活動は、警察署、消防署及び区が連携して行うこととし、関係機関はこれに協力する。また、行方不明者の調査については警察署が行う。

第1 都の医療体制

東京消防庁は、事故等により多数の傷病者が発生した場合、東京DMAT（医師、看護師で構成され、災害や事故の際にいち早く現場に駆けつけ、救命医療を提供する医療チームで東京消防庁と連携して活動する）を要請する。東京DMATは、トリアージ・救急医療を主たる任務とする。また、東京都福祉保健局は、東京都医師会及び日本赤十字社東京都支部の医療救護班を要請する。

第2 医療救護所設置の要請

区は、多数の傷病者が発生し、その救出及び医療機関への搬送に時間を要すると見込まれたときは、事故現場付近の区施設を医療救護所として指定し、医療救護班の派遣を医師会に要請する。

第3 収容医療機関の確保、搬送

負傷者を収容する医療機関の確保及び搬送は、都、区及び東京消防庁が連携して行う。

第4 医薬品、資器材の確保

区は、医療救護班の派遣を要請したときは、災害対策用に保管している医薬品、資器材を提供する。不足が生じるおそれがある場合には、薬剤師会に調達を要請し、それでもなお不足する場合は、

卸売販売業者から調達する。

第5 健康相談窓口の設置

毒物・劇物、放射線等の事故が発生した場合、区は、区民の健康不安を解消するため、医療相談窓口を設置する。

第6 被害者及びその遺族への初期的支援

区は、大規模事故等が発生した場合、被害者及びその遺族の支援を行うために必要な情報の収集、管理、要望受付、対応、関係機関との連絡調整にあたり、同時に精神的な苦痛の軽減に努めるものとする。

第10章 遺体の収容、検視、検案

大規模事故等により多数の死亡者が発生した場合には、その捜索、収容、検視・検案等の各段階において、区は都、警察署、その他関係機関等と相互に連携し対応するものとする。

第1 役割分担

- 1 事故等により多数の死者が発生し、事故の原因者・所管施設の管理者が対応できない場合、区は、自然災害と同様に総合スポーツセンター地下2階に遺体収容所を設置する。
- 2 区が遺体収容所を設置した場合、その管理は区が行う。
- 3 遺体の搬送は、原則当事者機関が行い、当事者機関がない場合においては、区が都と協力して行う。
- 4 遺体の検案は、東京都福祉保健局(監察医務院)が行う。
- 5 遺体の検視は警察が行い、身元不明者の確認等は、区と警察が協力して行う。

第2 遺体収容所の設置及び遺体収容所での活動

区が遺体収容所を設置した場合、その活動は第3部第22編第4章「遺体収容所の設置等」(258ページ)と同様とする。

第11章 その他

その他、この編で定めのない項目で対応が必要になったときは、第3部「災害応急対策計画」(97ページ)の各計画を準用するものとする。

第3編 大規模事故等の個別対策

この編では、大規模事故等の種類により、特に個別の対策を要するものについて基本的な事項を定めることとする。

第1章 超高層建築物、地下街の火災、事故等

区内には、60メートルを超える超高層建築物といわれる建築物が122（工事中5棟含む。）あり（平成31年3月末日時点 データ出典：平成30年建築統計年報 2019年版 東京都）、地下街や各地下鉄の通路など地下空間も多い。こうした場所で火災や事故が発生した場合、避難誘導や消防活動は、特別の配慮が必要となる。このため、こうした空間での火災や事故の事前の対策を定めるものである。

第1 予防計画

1 警察署

高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。

(1) 高層建築物

- ・ 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施
- ・ 関係機関との連携による合同防災訓練の実施

(2) 地下街

- ・ 地下街警備要図の作成
- ・ 地下街関係者との合同防災訓練の実施
- ・ 管理者対策の推進による防災標識等の明確化
- ・ 広報媒体（パンフレット、チラシ等）の作成・配布

2 消防署

- (1) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進を図る。
- (2) 長周期地震動に対して火気使用場所の環境整備及び火気使用設備器具の転倒・落下・移動防止措置を図る。
- (3) 人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防火対策の強化を図るとともに、防災物品の普及推進を徹底し、出火防止と延焼拡大防止を図る。
- (4) 超高層建築物及び地下街の特性に応じた、防火施設・設備の適正な維持管理、実態に即した消防計画の適宜な修正等防火防災業務の推進を指導する。
- (5) 大規模事故発生時において、災害活動の中核を担う自衛消防隊の育成を強化するとともに、防火防災施設・設備の点検、整備について必要な指導をする。
- (6) 対象物の在勤者全員が、防火防災力を身につけるように訓練等の指導をする。

3 東京ガス

既存のガス工作物はガス事業法及び関連する基準類に基づき、適切に維持管理を実施している。また、新設のものはガス工作物の技術基準に基づき設計するとともに、二次災害防止のための安全設備を設置している。

第2 応急対策

第3部第11編第2章「第1 震災時消防活動」(186ページ)における活動方針に基づき対応することとする。

第2章 鉄道事故

区内の鉄道は、都営地下鉄3線10駅、東京メトロ6線14駅、JR東日本2線3駅となっており、すべて地下鉄で網の目のように区内全域に広がっている。これらの交通機関は、高速で多数の人々を反復して輸送するという性格上、万一事故が発生した場合には、多くの人命に係わる被害が発生するおそれがある。このため、鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、その対策を定めるものである。

第1 予防計画

1 東京都交通局

鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的及び取扱い面について、多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災等の重大事故の発生を未然防止する。

(1) 保安設備の整備

信号保安装置、自動列車制御装置、緊急停止スイッチ、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備及び排煙装置等の保安装置を整備して列車運転の安全化を図る。

(2) 設備の点検及び規定等の整備

保安装置その他の設備に対して、検査、保全等を行い、機能の保持に努めるとともに運転取扱いに関する規定等の整備と、安全の確保を図る。平素から施設や従業員等の教育について、建築物の管理者と緊密な連絡をとり合う。また、事故発生時の対応について、地下街の特性に応じた実効性のある訓練を定期的実施する。

2 東京メトロ

自動列車停止装置・制御装置・運転装置等の運転保安装置、難燃性車両、断線しない剛体架空線などの各種保安設備を完備している。また、国土交通省の「地下鉄道の火災対策基準」等に基づき、建造物の不燃化、避難誘導設備・排煙設備等の整備、消火設備の整備、防災管理体制の整備等を推進している。

なお、総合指令所では、安全確保のための適切な管理、制御を行うとともに、これらの施設の点検作業に万全を期し、職員の教育訓練を重ね安全運転に努める。

3 JR東日本

大規模事故対策として、従来から車両、駅及びトンネル内部等の設備の整備を進めている。今後もこれら設備等の改良整備を推進し、人命の安全確保と輸送の確保を図る。

第2 応急対策

東京都交通局、東京メトロ、JR東日本は、旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災等の大規模な事故が発生した場合、それぞれの組織において災害対策本部を設置し以下の応急措置を行う。

1 事故等発生と同時に運転規制等初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。

2 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次被害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

- 3 事故情報等を乗客に伝達し秩序維持に努める。
- 4 避難措置の情報等は、関係機関に通報する。
- 5 けが人が発生した場合、救護班等を編成し応急救護にあたる。
- 6 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等代替措置を講ずる。

第3章 道路事故

区内の道路は、区面積に占める割合が約26%となっており、首都高速道路の都心環状線をはじめ、日本橋を基点に多方面と繋がっている国道、都道、区道と都心交通網の要となっている。また、河川の上に造られた首都高速、渋滞緩和のための地下アンダーパスやトンネルなど、空間を有効に利用している。こうした道路において、車両火災、車両からの危険物の流出・漏洩などの事故が起こった場合には、渋滞等の通行の弊害になるだけでなく区民の人命や財産に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、道路事故の発生を未然に防止し被害の軽減を図るため、その対策を定めるものである。

なお、危険物・毒物などの運搬車両からの流出・漏洩等が発生した場合の対応については、本編第5章「危険物等事故」（353ページ）に準じて対応することとする。

第1 予防計画

1 道路管理者等

- (1) 管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時ににおける路肩の欠壊及び崩落による危険箇所等を調査し、把握しておく。
- (2) トンネル内には、火災報知機や火災感知器等の通報設備、警報設備、消火設備、避難施設、映像監視設備などを整備する。
- (3) 事故等の統計により、事故の発生する危険性の高い地点を把握するとともに、必要な場合には防護柵改良や案内標識の改良などの安全対策を実施する。
- (4) 道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時において緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。
- (5) 事故等の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
- (6) 道路施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資器材を保有し日常的に整備点検する。

2 消防署

首都高速道路などの専用道路での車両火災については、入路が制限され、消防水利も少ないなど活動が困難となることが予想されるため、事前に対策を講じておく。

第2 応急対策

1 道路管理者等

- (1) 管理する道路において、大規模な事故、火災等が発生した場合、対策計画等に基づき対策本部等の組織を設置するとともに、事故の内容、規模等を速やかに把握し、関係機関に事故の情報を提供する。
- (2) 防災用資器材を活用し、初期消火など必要な応急活動に努めるとともに、消防署、警察署等に出動要請を行う。
- (3) 二次災害を防止するため、事故現場付近の車両等に対しては、安全な場所への誘導を行う。

- (4) 障害物の除去、仮設道路の設定等応急復旧を行い、早期の道路交通を確保する。
- (5) 道路の通行に危険がある場合には、通行禁止、通行制限について警察署に要請するとともに、混乱防止のため、う回路の確保に努める。
- (6) 通行の禁止、制限等が実施された場合には、道路利用者への広報の実施に努める。
- (7) 道路施設等の損壊については、速やかな復旧を図る。

2 警察署

道路管理者等から交通規制等の要請があった場合、現地の交通状況を検討したうえで通行禁止、通行制限などを実施する。

3 区

事故車両等からの危険物の流出・漏洩などが発生時した場合、公道上の側溝などから下水道管へ流入のおそれがある。その流入量によっては、下水道管及び下水道施設への大きな影響・危険が想定されるため、区は危険物の流出・漏洩などを認めたときは、第5部第2編第5章「第1 各機関からの情報収集、各機関への情報伝達」(343ページ)により下水道局へ連絡する。

第4章 地下工事

区内各所で行われるライフライン関係の地下工事現場において、万一事故が発生した場合には、周辺への被害も多大なものとなることが予想される。このため、事故を未然に防ぐためその対策について定めるものである。

第1 予防計画

1 東京都水道局

(1) 安全管理態勢

工事所管事業所の工事担当課長を工事の安全管理に関する総括責任者とする。また、工事担当課長の指揮を受けて安全対策事業を担当する監督員を置く。

(2) 夜間態勢

各事業所の夜間における職員の動員については、所定の「職員の非常配備態勢、非常参集に関する要領」により行う。

(3) 工事現場態勢

監督員又は、請負者が毎日巡回点検するほか、必要に応じ、他の埋設物の管理者に指示、立会、点検を要請する。また、舗装材料、土留材、支保工材等の応急資機材を常備する。

(4) 大規模工事現場

掘削構内には、非常警報装置を設け、詰所には、消火器を配備するとともに地下埋設物の表示及び通路非常口等の標識類の点検を常時行う。また、工事現場、詰所等相互の通報設備を設置する。

2 東京都下水道局

(1) 安全管理体制

ア 事故防止対策の計画立案、発生した事故の原因調査と対策の検討、安全パトロールの実施等を行うため、「下水道工事事務防止対策協議会」を設置するとともに、水再生センター、工事主管係、出張所等による「地区協議会」を設置する。

- イ 工事中は万一の事故に備え、緊急時における連絡先、人員召集及び資器材調達等必要な体制を請負者により整備する。
- ウ 工事現場が隣接又は同一の場所において別途工事がある場合には、請負業者間で安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うための、関係者による工事関係者連絡会議を開催する。

(2) 安全対策

- ア 「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の法令及び工事仕様書に基づき、安全管理を行う。
- イ 発注意図の理解及び当局と請負業者双方の安全意識を統一するため、工事毎に設置する安全施工検討会において、「現場の特殊性」、「危険因子の分析と対応」、「安全状態の確認」等を具体的に検討し、その内容を施工計画に反映させる。
- ウ 工事中は安全巡視により、工事区域及びその周辺の監視を行い、安全を確保する。
- エ 工事施工個所に地下埋設物件が予想される場合は、当該物件の位置深さを調査し、必要な措置を講じる。
- オ 掘削内に他の埋設物が露出した場合は、関係する管理者と協議し、必要な防護及び表示を行うとともに、工事関係者に工事中の注意事項及び緊急対策を周知する。
- カ 坑内に有毒ガスが発生するおそれがある場合は、労働安全衛生規則に基づき、濃度の判定等を実施し、適切な対策を図る。

3 東京電力パワーグリッド

(1) 安全管理対策の確立

ア 安全管理組織

- (ア) 各店所及び建設所に専任の安全担当を設け、安全の確保及び事故防止に努めている。
- (イ) 大規模工事については、地中送変電並びに東京支店において監理員によりきめ細かな施工監理を行い、事故の防止を図っている。

イ 現場責任者の指定

- (ア) 適正円滑な工事の施工及び安全確保のため、責任者として担当管理職を充て、工事ごとに担当監理者を選任している。
- (イ) 請負会社に対しては、責任者として現場代理人を届けさせるとともに、災害の防止に関する事項を補佐する災害防止責任者を選定させる。

(2) 安全対策(事故防止対策)

- ア 施工段階ごとの安全対策の徹底
- イ 地下埋設物、重要施設物管理者との協議
- ウ 他工事との連絡・調整
- エ 各種標識の設置
- オ 工事現場の巡回・点検
- カ 工事従事者に対する安全教育の徹底

4 東京ガス

(1) 保安管理体制

- ア 導管を管理する事業所には、保安規程により保安管理者及び保安主任者を置く。

イ 工事については、監督者を定め、現場ごとに責任者を置き、導管に関する工事の実施にあたる。

ウ ガス漏えい及び導管事故等に際しては、直ちに緊急出動し保安措置にあたる。また、事故の程度等に応じ、特別組織を編成する。

(2) 地下工事の保安対策（事故防止対策）

ア 工事の施工にあたっては、請負者に対し関係法規、許可条件、打合せ事項等を遵守させ、標識類、安全柵等の施設を準備するよう指示するとともに、管理・監督及び検査を行う。

イ 競合工事については、道路調整会議、企業者間の打合せ会議において、十分な打合せを行い、現場でも相互に連絡を密にし、協議して工事にあたる。

ウ 工事現場への標識類の設置、溶接及び既設管の切断に際する消火器の準備、ガス検知器の設置を行い、従事員には送風マスクの携帯を遵守させる。

エ 導管工事の安全・適正化のため、請負者の工事の巡回・点検を行い、指示事項が遵守されていない場合は、中止又は改善措置をとる。

5 NTT東日本

(1) 安全管理体制

ア 東京支店内を統括する組織に安全推進担当を設け、各地域総合会社に対する安全対策連絡会等による指導と、各種研修を行い安全管理に努めている。

イ 工事の施工にあたっては、工事毎に施工会社から実施計画書を提出させ、安全管理体制として現場代理人の他に統括安全衛生責任者を配置することとし、事故防止に努めている。

(2) 安全対策

ア ガス管防護に関する東京ガスとの協定の締結及び地下埋設管理者との協議等の防護対策

イ 他施工工事との連絡協調体制

ウ 沿道住民等への非常警報装置の設置

エ 消火器及びガス検知器等の防災用具、各種標識の設置

オ 工事現場の巡回、点検

(ア) 請負者、監督員等の巡回

(イ) 電気通信設備工事安全指導委員会による巡回

(ウ) 事故防止月間の設定による点検、パトロール

カ 応急用資器材の確保

キ 社員に対する安全教育

6 消防署

大規模なずい道工事又は圧気を用いる工事を行う場合は、資料の提出を求めるとともに、必要な対策の指導を行う。

第2 応急対策

1 東京都水道局

第3部第30編第2章「水道施設応急対策」(290ページ)の活動方針に基づき対応することとする。

2 東京都下水道局

第3部第30編第3章「下水道施設応急対策」(291ページ)の活動方針に基づき対応することとする。

- 3 東京電力
第3部第30編第4章「電気施設応急対策」(291ページ)の活動方針に基づき対応することとする。
- 4 東京ガス
第3部第30編第5章「ガス施設応急対策」(293ページ)の活動方針に基づき対応することとする。
- 5 NTT東日本
第3部第30編第6章「通信施設応急対策」(294ページ)の活動方針に基づき対応することとする。

第5章 危険物等事故

区内には、石油、火薬、高圧ガス等多数の危険物貯蔵所などがあり、事故や火災等によって危険物の爆発や漏洩等が発生した場合、従業員はもとより、区民に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、都防災計画大規模事故編によるほか、特有の取扱いについて対策を定めるものである。

第1節 石油等危険物

第1 施設の現況

石油等危険物の製造、貯蔵、取扱所等の現況は次のとおりである。

区分 地域別	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所				合 計
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 取		販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
									営 業 用	自 家 用			
京 橋		1		72	47				5		1	66	192
日本橋				98	38				9	1	12	56	214
臨 港	1	10	11	13	27	3	2	2	4	13		30	116
合 計	1	11	11	183	112	3	2	2	18	14	13	152	522

第2 予防計画

消防署は、以下により事故の未然防止に努める。

- 1 法令に基づく立入検査を実施し、災害予防の指導にあたる。
また、危険物取扱者はもとより、事業所全従業員による自主保安態勢の確立と充実強化を図る。
- 2 各事業所に対し、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査等を実施し、危険物貯蔵所、取扱所の位置、構造、設備及び貯蔵、取扱い等の適正に努めさせ、災害の未然防止を図る。
- 3 各事業所及び危険物取扱者等による研究会等を行い、火災予防思想の普及と危険物の貯蔵、取扱い技術の習熟を図る。
- 4 タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。また、トラック等の危険物を運搬する車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を推進する。

- 5 「危険物の運搬又は移送中における事故の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図るとともに、輸送車両の事故を想定した訓練を推進する。

第3 応急対策

1 警察署

事故等の発生が予想される場合は、特に危険と認められる施設に警察官を派遣して、施設の責任者に対し防災措置の実施について指導する。また、事故等が発生した場合においても、直ちに現場へ警察官を派遣して、施設の管理者及び消防署の責任者と緊密な連絡をとり、必要な措置を講ずる。

2 消防署

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置等を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導するとともに、必要に応じて応急措置命令を実施する。

- (1) 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止
- (2) 施設の応急点検と出火等の防止措置の徹底
- (3) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動
- (4) タンク破壊等による流出、異常反応及び浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (5) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置
- (6) 災害状況の把握及び防災機関との連携活動の徹底

3 区

事故車両等から石油等が流出・漏洩した場合、公道上の側溝などから下水道管へ流入のおそれがある。その流入量によっては、下水道管及び下水道施設への大きな影響・危険が想定されるため、区は石油等の流出・漏洩を認めるときは、第5部第2編第5章「第1 各機関からの情報収集、各機関への情報伝達」（343ページ）により下水道局へ連絡する。

第2節 火薬類等危険物

第1 施設の現況

火薬類施設については、本区内に30施設を有する。（令和2年3月末日現在）

第2 応急対策

施設管理者は、火薬類取扱場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、消防署と連絡を密にして、速やかに火薬を安全な場所に移し、監視者をつけ、関係者以外の者に対して立入禁止の措置をとる。また、搬出の余裕がない場合は、爆発により危害を受けるおそれがある地域に対して立入禁止の措置をとるとともに、警察署及び消防署の協力を得て危険区域内にいる住民等を避難させる。

第3節 放射線等危険物

第1 施設の現況

放射線等使用施設については、本区内に29施設を有する。（平成31年3月末日現在）

第2 応急対策

警察署及び消防署は第5部第2編第7章「警備、交通規制、警戒区域の設定」（344ページ）及び第9章「救助、救援活動等」（345ページ）により必要な措置を講ずるほか、危険原因の応急的排除措置

を行う。

第4節 高圧ガス等危険物

第1 施設の現況

高圧ガス関係施設（高圧ガス保安法に定める施設）は、本区内に1,372施設を有する。（平成25年3月末日現在）

第2 予防計画

消防署は、以下により事故の未然防止に努める。

- 1 高圧ガス関係施設の消防活動上必要な事項については、火災予防条例第59条に基づく届出により、施設の実態把握を行い、関係者に防災知識の普及を図るとともに消防活動対策資料として活用する。
- 2 施設の立入検査を実施し、管理者等に対して自主防災体制の確立を図るよう指導する。

第3 応急対策

警察署及び消防署は第5部第2編第7章「警備、交通規制、警戒区域の設定」（344ページ）及び第9章「救助、救援活動等」（345ページ）により必要な措置を講ずるほか、以下の活動を行う。

- 1 火気厳禁の広報
- 2 施設の管理者等に対する漏出防止措置の指導
- 3 引火性爆発物品の移動援助

第5節 毒物・劇物等危険物

第1 施設の現況

毒物、劇物の取扱施設については、本区内に1,062施設を有する。（令和2年10月末日現在）

第2 応急対策

警察署及び消防署は第5部第2編第7章「警備、交通規制、警戒区域の設定」（344ページ）及び第9章「救助、救援活動等」（345ページ）により必要な措置を講ずるほか、以下の活動を行う。

- 1 警察署
 - (1) 事故等が波及することにより、危険物等が漏えいするおそれがある場合は、施設管理者と連絡を密にし、漏えい防止上、必要な措置を講じるよう指導する。
 - (2) 移動・搬出が可能であり、あらかじめ移動・搬出しておくことが防災上必要と認められる場合は、施設管理者等をして安全な場所へ移動・搬出させる。
- 2 消防署
 - (1) 施設管理者に対して以下の措置を講ずるよう指導する。
 - ア 危険物等の流出、拡散防止のための設備及び資機材の点検・配置
 - イ 爆発物、毒物等の移動又は応急措置
 - ウ パイプライン等のバルブの閉塞、応急修理等の措置
 - (2) 施設の安全を確保するため、緊急遮断装置等の点検、作動状況の確認等安全対策の指導を行う。

- (3) 危険物が河川、低地等へ流出するおそれがある場合の二次災害防止措置
- (4) タンクローリー等の危険物輸送に関する安全化のため、必要に応じて輸送等の制限又は停止をする。
- (5) 関係機関と連携し、必要に応じて保管場所、危険物の移動等保安措置等について指導する。
- (6) 防護衣を装備した部隊による救出・救護活動を行う。

3 区

工事現場や事故車両等から毒物・劇物等が流出・漏洩した場合、公道上の側溝などから下水道管へ流入のおそれがある。その流入量によっては、下水道管及び下水道施設への大きな影響・危険が想定されるため、区は毒物・劇物等の流出・漏洩を認めるときは、第5部第2編第5章「第1 各機関からの情報収集、各機関への情報伝達」（343ページ）により下水道局へ連絡する。

第6章 海上等における事故、油等流出事故

船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故、河川及び海域への油等の流出又はこれに伴う火災発生時における沿岸区民等への被害防止を図るため、人命救助、油等流出拡散防止及び防除措置、消火活動などの対策を定める。

第1 東京海上保安部

1 災害発生時の作業態勢

- (1) 船艇、航空機による状況確認を実施するとともに、関係各機関との情報連絡体制を密にし、救助・防除態勢を確立する。
- (2) 人命救助
関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。
- (3) 遭難船等に対する災害の局限措置の指導を行う。
 - ア 流出箇所閉鎖
 - イ 原因者が手配した資器材による防除活動
 - ウ 積荷油の抜き取り又は移送
- (4) オイルフェンスの展張
流出油等の拡散防止及び効率的な回収のため、遭難船等の付近への展張の指導を行う。
- (5) 流出油等の回収等、流出油等処理のため、油回収船、油吸着材、油処理剤等による流出油処理作業の指導を行う。
- (6) 消火及び延焼防止
海上火災が発生した場合、必要に応じ消火及び延焼防止措置を命じる。
- (7) 警戒及び立入制限等
 - ア 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに二次災害の防止にあたる。
 - イ 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- (8) 応急資器材の調達輸送
油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送する。
- (9) 遭難船の移動等
遭難船を安全海域へ移動するため、ひき船の手配及びえい航の指導・助言を行う。

- (10) タンカー及びバージによる残油瀨取りの指導・助言を行う。
 - (11) 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除措置の命令、一般社団法人海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。
 - (12) その他の応急処理
原因者が必要な措置を講じていない又は原因者のみでは防除が困難な場合は防除措置を行う。
- 2 船舶交通の制限
 - (1) 油等が流出した場合又は海上火災が発生した場合、必要に応じ、事故現場海域及びその周辺海域の船舶の航行等を制限又は禁止する。
 - (2) その他必要な交通整理を行う。
 - 3 その他
 - (1) 海上火災が発生するおそれがある海域にある者に対し火気の使用を制限し又は禁止する。
 - (2) 船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し広報を行う。
 - (3) 漁業組合等に対する防災措置の指導、協力要請を行う。

第2 消防署

- 1 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護にあたる。
- 2 流出油の拡散を防止するため、関係機関と協議し、遭難船等の付近へオイルフェンスを展開する。
- 3 火災発生等の防止のため、流出油の処理及び油処理剤等を散布する。
- 4 火災が発生した場合の消火及び延焼防止措置を行う。
- 5 拡散状況の調査及び海面流出油の警戒にあたる。
- 6 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- 7 油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を輸送する。
- 8 状況により遭難船の移動について関係機関に要請する。
- 9 タンカー及びバージによる残油瀨取りを関係機関へ要請する。
- 10 海上及び河川における火気の使用禁止その他必要な広報を行うとともに、関係機関に協力を要請する。

第3 区

- 1 関係機関と協力し、情報収集に努めるとともに資器材等を調達する。
- 2 河川における、流出油の拡散を防止するため、区が対応可能な規模の場合は、区保有のオイルフェンスの展開やオイルマットによる処理を船舶保有の民間会社の協力を得て実施する。

第7章 大規模停電

現代社会生活に欠かすことのできない電力の長時間・広範囲の供給停止により、区民の生活に多大な影響を及ぼす大規模停電を未然に防止するために行う基本的な事項を定める。

第1 東京電力パワーグリッド

1 予防計画

(1) 電力施設の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社が供給力の応援を行うこととなっている。

なお、そのための手順等も整備されている。

(2) 訓練の実施

大規模な停電事故災害を想定して、関係機関と連携した訓練の実施に努める。区は、訓練が実施される場合には、積極的に参加し相互の連携強化を図る。

(3) 訓練の実施

災害対策の核となる施設においては、自家発電装置の定期点検、試運転等による機能維持を図るとともに、停電時に通信可能な通信手段を確保する。

2 応急対策

(1) 停電状況の連絡

区内で大規模な停電が発生した場合、直ちに停電地域及び戸数等の状況について区に報告する。

(2) 災害時の組織、動員態勢

第3部第30編第4章「電気施設応急対策」(291ページ)の活動態勢に準じて対応する。

(3) 広報活動の実施

広報車、テレビ、ラジオ等を通じ、停電地域、戸数、復旧見通し等を周知する。

第2 区

大規模停電など電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に、区が行う災害対応業務における電力確保を行うため、民間事業者の協力により給電車両を防災拠点等に配備する。

※災害時における給電車両貸与に関する協定書(トヨタモビリティサービス株式会社)は、別冊資料(443ページ)を参照。

※災害時における給電車両貸与に関する協定書(トヨタモビリティ東京株式会社)は、別冊資料(438ページ)を参照。

第8章 ガス事故

ガス漏れなどの事故は、爆発など二次災害のおそれもある。二次災害を防止するため、東京ガスの行う基本的な事項を定める。

第1 予防計画

1 工事のための巡視、点検及び検査の基準

工事及び工事完了時において、当該工作物がガス工作物の技術上の基準を定める省令(以下「技術基準」という。)に適合しているか否かについて検査を行う。

2 維持のための巡視、点検及び検査の基準

ガス工作物を技術基準に適合するよう維持するため、巡視、点検及び検査を行う。

3 技術基準に適合しない場合の処置

ガス工作物の巡視、点検及び検査を実施した結果、技術基準に適合しない事項を発見した場合

には、臨機に保安確保のための応急措置を講ずるとともに、速やかに技術基準に適合するように改善する。

第2 応急対策

1 通報連絡等

保安統括者があらかじめ定めるところに従い、ガス栓又はメーターガス栓の閉止、火気の使用の禁止、電気スイッチの点滅禁止、窓の開放、近隣への通報、避難誘導等必要と思われる措置を講じるよう通報者に協力要請を要請する。

2 非常災害対策組織

ガス漏えい及び導管事故等の体制は、事故内容に応じてあらかじめ定められた組織による。

なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、24時間緊急出動体制を確立している。

3 事故時の応急措置

(1) 事故時の応急措置は、現場の状況に応じて適切に実施する。なお、消防機関又は警察機関が現場に出動している場合は、同機関と緊密に連携を保ちつつ実施する。

(2) 現場の状況に応じ、関係部所への応援依頼を行い、事故内容に応じた体制を組織する。

第9章 放射性物質対策

原子力発電所、放射性物質保有施設、放射性物質運搬車両等が被災し、放射能が大気中に漏れたときは、区民の不安の払しょくに向け、都と連携して放射線量の測定を行っていく。東日本大震災による福島第一原子力発電所のような大事故が発生した場合は、その教訓を踏まえて、国や都と連携し区民等の生命の安全だけでなく、心理的動揺の軽減や混乱の防止に向けた対策の推進に努める。

第1 予防計画

1 情報伝達体制

区は都との連携のもと、区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下、「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

2 区民等への情報提供等

区は都との役割分担を明確にしたうえで、区ホームページをはじめとするさまざまな情報伝達手段を用いて必要な情報を迅速に提供する。

なお、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者の支援体制が整備・構築できるような情報提供に努める。

第2 応急対策

1 情報伝達体制

放射性物質等による影響が生じた際に、その事案のレベルに応じた対応組織を迅速に構築し、円滑かつ的確に対応できる区の情報伝達体制を整備する。

2 区民への情報提供等

都との役割分担のもと、放射線量や放射性物質の測定・検査と内容・結果を区民等に対する確かな情報提供・広報を迅速に行う。

3 事故発生時の初動措置

区内にある29の放射線等使用施設や核燃料物質等運搬中の事故等の発生時には、必要に応じた措置を行うとともに、使用者に対して必要な措置を要請する。

なお、警察署及び消防署は第5部第2編第7章「警備、交通規制、警戒区域の設定」(344ページ)及び第9章「救助、救援活動等」(345ページ)により必要な措置を講ずるほか、危険原因の応急的排除措置を行う。